

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

令和6年5月1日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「県が管理する〇〇海岸における、NPO法人〇〇からの桜の木の切断報告に関し、県において伺い、報告された関係書類全部 〇〇農林、県土〇〇」の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

令和6年5月15日、実施機関（南部総合県民局農林水産部<〇〇>）は、本件請求に対し、本件請求に係る作成し、又は取得しておらず、文書が不存在であるとして、条例第12条第3項の規定により、公文書公開請求拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

令和6年6月17日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

令和7年3月28日、実施機関は、徳島県情報公開・個人情報保護審査会に対して、本件審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求書には「県の枉法行為を確認した為」と記載されている。

2 審査請求の理由

審査請求書には「〇〇海岸でNPO法人と県とが占有許可契約している中で、私共NPOが県に桜の木の切断等を報告したものであり、本来苦情及び事件等あったと土木管理及び〇〇農林に伝えた書類であり、伺い文書があるので出せ」と記載されている。

第4 実施機関の弁明要旨

実施機関から提出された弁明書によると、本件処分内容及び理由は、おおむね次のとおりである。

1 公文書の特定について

本件請求は、〇〇海岸における桜の木が切断されたことについて、NPO法人〇〇から報告を受け、海岸法に基づく海岸管理者である実施機関が作成及び取得したとする関係書類全部の公開を求めるものである。

2 公文書公開請求拒否決定処分について

実施機関が本件請求に係る書類を作成及び取得した事実はなく、また、このような報告を受ける法令上の根拠もない。

したがって、実施機関は本件請求に係る公文書を保有しておらず、条例第7条第2号の規定により公開請求を拒否したものである。

第5 審査会の処理経過

本件事案に係る審査会の処理経過は、次のとおりである。

年月日	内 容
令和7年3月28日	諮問
同年 9月26日 第1部会（第27回）	審議
同年 10月27日 第1部会（第28回）	審議

第6 審査会の判断

審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件請求に係る公文書について

本件請求は、〇〇海岸において桜の木が切断されたことについて、NPO法人〇〇から報告を受けたことに関し、実施機関が作成し、又は取得したとする書類のうち、南部総合県民局農林水産部＜〇〇＞において保有するものの公開を求めるものである。

実施機関は公文書公開請求書記載のとおり本件公文書を特定しているから、当該特定は妥当なものとして、公文書の保有の有無を以下検討する。

2 公文書の保有の有無について

実施機関の説明によると、実施機関の南部総合県民局農林水産部＜〇〇＞においては、本件請求に係る公文書を作成及び取得した事実はなく、また、審査請求人が主張するような報告を受ける法令上の根拠もないことから、本件請求に係る公文書を保有

していないとのことである。

実施機関に確認したところ、NPO法人〇〇は、〇〇海岸において県から占用許可を受け、桜の木を植えたところ、当該桜の木が何者かに伐採されたとして、県に対応を求めてきていたことが認められる。

県は海岸の占用を許可しているから、占用の許可を受けた者は当該海岸を占用する権利を有していると考え、占用の許可を受けた土地を県が占用する等により当該占用する権利が県によって侵害されている場合はともかく、占用許可を受けた者が植えた樹木が何者かに伐採されたとしても、占用する権利自体は問題なく行使できる以上、海岸管理者である実施機関としては、何らかの対応を行う義務があるとは認められない。

そうすると、出島海岸において桜の木が切断されたことについて、実施機関がNPO法人〇〇から報告を受けたとしても、これに対して対応する義務はないものであるから、当該報告を受けたことについて公文書を作成しないことも十分にありうることである。

以上を前提にすれば、実施機関が本件請求に係る公文書を保有していないとの説明は、特段不自然・不合理とはいえない。

3 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

徳島県情報公開・個人情報保護審査会第1部会委員名簿

(50音順)

氏 名	職 業 等	備 考
泉 純	行政書士	
大森 千夏	弁護士	部会長
鎌谷 郁代	税理士	
戸田 順也	弁護士	